

第 65 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時：2017 年 6 月 26 日 15:00～17:35

◆会場：財務省 4 階第 1 会議室（西 456）

◆議題

NGO 提案議題

1. 12 月 12-13 日に開催される UHC フォーラムについて
2. SUN 信託基金フェーズ 2 進捗状況について
3. TICAD 閣僚会議に向けたアフリカ債務問題と円借款供与方針（モザンビークを中心に）
4. JBIC・IFC・AfDB によるモザンビーク炭鉱関連インフラ開発事業への融資関連資料の分析を踏まえた議論
5. インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業・拡張計画に係る JBIC の融資決定前後の環境ガイドライン運用について
6. モルプレ B 石炭火力発電事業（ボツワナ）の大気汚染問題と JBIC 融資について

◆参加者

財務省側

1. 土谷昇浩（国際局 開発機関課長）
2. 米山泰揚（国際局 開発企画官）
3. 徳田修一（大臣官房参事官 国際局担当）
4. 松本千城（国際局 開発機関課 課長補佐）
5. 山下直樹（国際局 開発機関課 課長補佐）
6. 徳岡喜一（国際局 国際機構課 課長補佐）
7. 富田まゆみ（国際局 開発政策課 課長補佐）
8. 奥田達生（国際局 開発政策課 課長補佐）
9. 織田史郎（国際局 開発政策課 課長補佐）
10. 田中豪（国際局 国際機構課 企画係長）
11. 桑路和幸（国際局 開発政策課 環境調整第二係長）
12. 大和宏彰（国際局 開発政策課 地域第二係長）
13. 向井和博（国際局 開発政策課 地域第三係長）
14. 稲見修（国際局 開発機関課 総括係長）
15. 川野晋平（国際局 開発機関課 第三係長）
16. 青柳俊久（国際局 開発機関課 第四係長）
17. 関根宏樹（国際協力銀行 業務企画室 業務課 課長）
18. 朽木隆弘（国際協力銀行 鉱物資源部 第 2 ユニット ユニット長）
19. 花形峻（国際協力銀行 鉱物資源部 第 2 ユニット 調査役）

NGO 側

1. 福田友子（公益財団法人ジョイセフ）
2. 稲場雅紀（アフリカ日本協議会）
3. 林達雄（アフリカ日本協議会）
4. 津山直子（アフリカ日本協議会）
5. 田中沙也加（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
6. 白須紀子（日本リザルツ）
7. 富澤涼子（日本リザルツ）
8. 渡辺直子（日本国際ボランティアセンター）
9. 深草亜悠美（FoE Japan）
10. 鈴木康子（気候ネットワーク）
11. 川上豊幸（熱帯林行動ネットワーク）
12. 水野達男（Malaria No More Japan）
13. 開裕香子（世界銀行東京事務所）
14. 田辺有輝（JACSES）
15. 宋漢娜（JACSES）
16. 庄司佳那葉（JACSES）
17. 川島康輔（JACSES）

議題 1：12 月 12－13 日に開催される UHC フォーラムについて

稲場：

UHC フォーラムについて、NGO でユニバーサル・ヘルス・カバレッジに関するいろいろなネットワーク、これは国際的にも、また日本国内でも作っているの、その点でぜひいろいろ教えて頂ければとのこと質問させて頂く。

1つは、UHC フォーラムの概要について、この点について教えて頂きたい。日程と場所は把握しているが、プログラム、サイドイベント、予定されているハイレベルな参加者等についての概要を教えて頂けると大変ありがたい。

2点目は、10か国を招聘して経験、知識、知見の共有とか、それに基づく分析等を行うことになっているが、招聘国名に加えて、次のところが重要だが、具体的にこのフォーラムとしてどういうことを成果として、それぞれの国で何をやろうとしているか、また各国の経験の共有と分析の方法等についても教えて頂きたい。

3点目は、このフォーラムに関して、国際的、国内的に多くの NGO/NPO 関係者が関心を持っている。ユニバーサル・ヘルス・カバレッジに関しては UHC2030 も共催となっていると思うが、Civil Society Engagement Mechanism、CSEM ができて、その NGO 代表も3人決定している。この辺りの関係に関

して、我々も連携をしているので、まさに UHC フォーラムに関してはいろいろと支えたいと思っている。が、この NGO/NPO の参画がどのようにされるかと、あと海外の市民社会についてどのような形で参加を検討しているか、この辺りを教えて頂きたい。

要望については、別途教えて頂いた上で説明できればと思うので、まずこれらの点について教えて頂けると大変助かる。

MOF 桑路：

UHC フォーラムについてまず説明する。2015 年 12 月に東京で UHC 国際会議が開催された際、安倍総理から、日本として今後 UHC 推進に向けて積極的に取り組んでいく旨の発言があり、この経緯も踏まえ、昨年 G7 の伊勢志摩サミットにおいて保健分野で重要なアジェンダとして取り上げたのが公衆衛生危機対応と、危機への備えにも資する UHC の推進だった。昨年 8 月に開催された TICAD では、アフリカにおける UHC の実現に向けた政策枠組みとしての UHC in Africa を公表し、これはアフリカにおける UHC 推進・実現に向けた道筋を実践する形のメニューを掲示する内容であるが、この UHC in Africa 等の公表と併せて世界銀行は WHO が UHC を達成に向けた進捗状況を検証するためのハイレベル会合を 2017 年東京で開催することに同意した旨を発表した。

こういった経緯を踏まえ、今年の 1 月、財務省と世銀は日本世銀共同イニシアチブに合意した。これは先程申し上げた伊勢志摩サミットの成果や UHC in Africa を、具体的に世界各地で実践するものとして、具体的にパイロット 10 か国を選定し、この 10 か国は、TICAD の際に日本から発表した UHC 実施のモデル国としてのケニア・ガーナ、およびセネガルとエボラ被災国のシエラレオネ、アフリカ以外の国としてミャンマー・ベトナム・カンボジア、また、脆弱国・紛争国としてのアフガニスタン・スーダン・ハイチであり、この 10 か国を選定して JICA、世銀、WHO の共同で、保健・財政戦略や感染症への備えの強化に向けた国家戦略、人材育成戦略の策定等を、途上国の相手国政府とともに推進していくことがこのイニシアチブの主な内容。

我々はパイロット国を含めた、途上国に向けた UHC 推進を具体的に進めるにあたって、今後は現場レベルで、世銀、WHO、JICA 等の機関等と一緒に、相手国政府の保健省、財務省と一緒に取組むことが重要だと考えており、この取組みの一環として開催する今回の UHC フォーラムは、パイロット国等の成果を共有して UHC 普及・促進させるためのものと位置付けている。日程は 12 月 12・13 日の 2 日間でメインの会議を開催し、その前後の 11・14 日の 2 日間に各種サイドイベントを予定。場所は 2015 年に開催した UHC 国際会議と同じ場所の東京プリンスホテルで、日本政府の他に、共催者として、世銀、WHO、UNICEF、UHC2030 も入っている。

詳細のプログラム内容や出席者については、現在関係者と検討している段階だが、出席者としては 2015 年の UHC 国際会議と同様にハイレベルの参加を想定し、プログラムについても、例えば、先程申し上げたパイロット国でどのように取組みが行われているか、その進捗状況を報告するセッションとか、感染症の備えの強化のレポートとか、UHC に関するグローバルなモニタリングレポートを発表するような内

容を予定しており、UHC 推進に貢献するようなイノベーション、アイデア、新しい技術を共有するような場となることも現在検討中。

MOF 土谷：

何かホームページを作っているのか。あと、どのような形で相談をして、いつ頃追加的な情報を渡せそうか、その辺りを共有して欲しい。

MOF 桑路：

共催者が多い段階で、適宜顔合わせるのもなかなか難しいところもあるので、電話会議等をやっており、正式にどういった形で発表するかとか、そういった形はまだ決まっていない。どの段階でアジェンダをといった情報はまだお話しするところまででない。

MOF 土谷：

例えばウェブサイトで、どこのホームページに出るのか、出ないのか、その辺りもよく分からないので聞いたのだが。

MOF 桑路：

その辺はまた詰められていない状況である。

稲場：

いろいろ土谷課長にご質問追加頂いてありがたい。桑路様、ご説明頂いて大変ありがたく思っている。伺いたい点は、私どもも一応 UHC2030 の市民社会参画メカニズムにかなり大きく関係をしており、また、各地の、私個人としてはアフリカの市民社会保健プラットフォーム (CiSPHA)、というネットワークがあり、この CiSPHA もアフリカの UHC フォーラムと非常に関係が深い団体である。またアジア太平洋に関しても私は元々エイズのことをやっていたものだから、アジア太平洋エイズサービス組織協議会 (APCASO) という団体の理事もやっている。この APCASO も特にベトナム、ミャンマー、ベトナム、タイ、マレーシア、いわゆるグローバルファンドのような、いわゆる援助機関が自分の国のお金で実施するトランジションのプロセスがもう東南アジアで進んでおり、このトランジションの文脈で、非常に多くの HIV エイズや結核、マラリア、その他さまざまな取組みをしている NGO が UHC に非常に高い関心を持っている。

1つお願いだが、アフリカとかアジアの市民社会に関して、日本の市民社会も責任を持っており、つまり我々が、例えばデッドライン、参加のデッドラインとか、参加のインビテーションレターを皆さんが送るのに向けて人を推薦するとか、こういったデッドラインに遅れると我々の責任になる。日本の市民社会が責任を果たしていないとの話になると、非常に困ってしまう。やはり前広に教えて頂いて、我々としても各国の NGO/NPO の市民社会に責任が果たせるようにしたいと思っている。もちろん CSEM との連携はしているので、日程とかそういったものは別途教えて頂けると思っているが、たぶん CSEM も、UHC2030 も、ジュネーブにある組織で、逆に言うと私たちは日本におり、財務省がリーダーシップをと

っているので、そういう意味では UHC2030 や CSEM に教えて頂くよりは、財務省から教えて頂くことも大変大事だと思っている。

そういった観点から考えると、我々としてご相談したいのは、例えば市民社会の責任ある主要なメンバーを推薦させて頂くとか、そういったスケジュールは結構早く決まると思うので、気が付いた時はデッドライン過ぎていたとなると大変なことになるので、その辺ぜひ前広に教えて頂けると大変ありがたい。この点でいつ頃までに我々としてどういう準備をしていけば良いのか。もし財務省でスケジュールとか、そういうところがあったら、教えて頂けると大変ありがたいというのが追加ご質問の 1 である。

MOF 桑路：

スケジュールだが、我々も CSO の皆様も含めて UHC フォーラムをできるだけ盛り上げていきたいと考えているので、積極的に情報交換をして、参加もして頂いて、盛り上げていきたいと思っている。ただ、具体的にいつまでに参加者についての情報を提出するとか、まだ具体的に決まっていないのが正直なところなので、情報が決まった段階でできるだけ早く協力させて頂きたいと思っているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

稲場：

この点、私どもとして一つ懸念なのは、例えば、締め切りまで 1 週間という時に教えられても難しいところがある。というのは、例えば、先方に 1 週間でこれ出してくれと頼まれてもなかなか対応できないところがあるし、いろいろ決定をしなければいけない部分があるので、なるべく時間の幅を取って教えて頂けると大変ありがたい。その点はよろしくお願ひしたい。

稲場：

もう 1 つ伺いたい。②と関係するところだが、いわゆる Civil Society、市民社会、NGO/NPO、もしくは Community based organization、いろいろあると思うが、財務省が考える UHC におけるこういった市民社会の存在意義についてご認識を教えて頂けると大変助かるが、いかがか。

MOF 桑路：

UHC のコンセプトでもある全ての人がアクセス可能な保健システムの構築に向けて、今後は、現地において、日本政府・国際機関等が各国の現場レベルで取り組むべき内容についていろいろ話し合う事が必要と認識しており、その際には我々の視点には無かったご意見、ご要望がいただけるとありがたいと考えているので、我々の取り組みの中で具体的にこの地域だとこの制度が今求められているとか、この取り組みが今必要なのではないかというのがあれば、我々の方に、話を提案頂いて、それを具体的な現場の打合せ等で伝えられる形で協力していきたいと思う。

稲場：

ご認識頂いてありがたい。こちらの②の方に若干書かせて頂いたが、途上国におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジの、例えば保険制度等に関しても、1 つは遠隔地の方々が参加しにくいとか、あるいは

社会的に排除されている層がなかなか入れないとか、そういった意味合いがある。例えば、NGO/NPO、コミュニティ組織はそういったところをちゃんと組織化して皆さんを保険制度に入れるとか、いわゆる末端でのさまざまな取組みを NGO/NPO は行っていて、結局その末端でどんなことが起こっているのかは逆に現地の保健省とかも見えないところなので、そのあたりをしっかりと届けるとか、あるいは、これは日本でもそうだが、いわゆる国が作った制度をより良くするためには、その制度が実際に適用されているところで起こっている問題を実際に政府に報告をしなければならない。あるいは、こうして欲しいという提案をしなければいけない等があって、ユーザーの、いわゆる受益者側、需要者側の要望とか問題点をしっかりと制度設計している側に伝えていく事でより制度の改善を図れる。いわゆる政策提言、つまり現場から出てきた政策提言はやはり NGO や NPO が行っている事が多い。こういう形で受益者側の声をしっかりと拾い上げることを NGO は行っている。作った制度がしっかりと機能しているかとの点に関して NGO や NPO がフィードバックする事で初めて UHC のより良い制度ができる部分もある。

UHC に関して NGO や NPO の存在意義を、一つは、しっかりと国が作った制度を広める部分、もう一つは、そこで起こっている問題を制度設計している側に還元するのは NGO/NPO が担わないといけないので、しっかりとやらせて頂き頂きたい。その部分を UHC フォーラムの中でしっかりと伝える事ができれば私たちも UHC についてかなり貢献できると思う。そういった面で市民社会にしっかりと参画をさせて頂く。おそらくプログラムの中にもパネルディスカッションはあると思うが、この中にしっかりと市民社会のパネリストを入れて頂くことを是非お願いしたいと思っている。その点について是非よろしくお願いしたい。もしコメント等あれば是非教えて頂きたい。

白須：

今稲場さんから、皆さんの声を反映したパネリストを、との話があったが、実際、UHC に関係する色々な現場があるので、必ずフォーラムの前に、財務省には現場を実際に見て頂いて、人の声じゃなくてまず自分の目で確かめて頂きたい。8 月の中旬くらいにも国会議員の先生を何人かお連れし、前回もそうだが、アフリカの現場を見て頂くことで何が必要かがわかる。他の人から聞くのではなく、実際その経緯をしっかりと見て頂きたいと思う。

津山：

TICAD にあたって NGO と外務省の協議会も行っているが、その際にも TICAD にアフリカの市民社会の代表が参加する予算についても取って頂いた。今回のフォーラムにも市民社会が参加できるような仕組みを作って頂けると、前もって我々も現地の人と調整しながら進めていけると思う。

MOF 桑路：

稲葉さんからの要望について、繰り返しになるかもしれないが、今、色々検討しているので、できるだけ皆さんのご要望が叶うような形でやりたい。引き続きよろしくお願いしたい。また白須さんの件だが、予算は我々にはなかなか難しいところではあるが、確かに、仰るように、実際行ってみることが重要だと思うので、少しでもそういうことができるよう我々の方も考えたい。津山さんの件についても、こういう形で行うとは現状申し上げられないが、検討させていただく。

MOF 土谷 :

最初の質問に戻るが、まずは誰が受け皿となってどこに発信して行くのか、もし財務省が中心的に決めて行くのではないとすれば、どう整理するのか、他の共催者もいるので。

稲葉 :

この点に関しては先ほど、日本世銀共同イニシアチブを財務省主導で作られていると仰っていたと思うが、この点に関しても財務省の主導だと理解している。なので、我々としてしっかり財務省と話ができればと思っている。UHC2030 だけではなく、これは日本がやるものだし、世銀が中心になってやるものと聞いているので、UHC2030 のみならず、我々としては日本政府及び世銀としっかり連携していけるとありがたい。予算についても市民社会のみでは人を呼んでくると言ってもこの 10 カ国のそれぞれから市民社会の代表を呼ぶだけでも相当なお金がかかる。その意味合いでこの 10 カ国の中で、いずれも市民社会で重要な国ばかりだと思うが、例えばこの 10 カ国の中で少なくともこれらを代表する市民社会がそれぞれ来ることができるとかなり違うと思っている。その意味合いでぜひ予算の面も含めてご検討できれば良い。また、どういう方を呼ぶと一番良いのかについても我々も協力できるので、予算の面も含め是非ご検討頂きたい。

第 2 議題 : SUN 信託基金フェーズ 2 進捗状況について

田中 :

ご存知の通り前々回も同様の質問をさせて頂いた。実際にフェーズが進むにあたって、進捗はどのようになっているかお聞きしたく議題を提出させて頂いた。具体的には、去年の 11 月に国際母子栄養改善議員連盟の場で、三村課長からフェーズ 2 の短い期間のプロジェクトについては年明け早々に完成するものもあると聞いたが、実際、そろそろ終わっているプロジェクトもあるのではないかと思うが、実際どのようなものかお伺いしたい。また、そのようなプロジェクトで成功事例があれば教えて頂きたい。毎回ここで伺うのも非常に恐縮なので、プロジェクトの報告が公開される予定があれば教えて頂きたいのが 1 点目である。

2 点目の質問が、第 63 回の定期協議会で、世銀としては基本的に、世銀からの資金拠出が絡まない形で連携する事については非常にオープンに議論したいとのスタンスだと聞いている、と報告頂き、実際に市民社会の声や政策のプロセスに巻き込んでいるプロジェクトの事例があれば教えて頂きたい。もしなければ、今後市民社会を参加させるために日本政府から世銀に対し、連携を行うように進言して頂きたいが可能か。

MOF 桑路 :

既知の方には申し訳ないが、SUN 信託基金とのフェーズ 2 進捗状況について回答したい。SUN 信託基金だが 2009 年に世銀の中でシングルドナー基金として設立された組織である。栄養対策の需要がある途上国に、栄養対策の支援を拡大して栄養補給対策の実施のための能力を保持する目的で作られた。フェー

ズを分けて実施しており、フェーズ 1 では 2009 年から 2012 年で実施し、財務省として 200 万ドルを SUN 信託基金に拠出し、アフリカやラテンアメリカ、南アジア等で、栄養不良国に対する栄養補給対策計画の策定や能力評価における支援をした。現況はフェーズ 2 に入っており、財務省としては 2000 万ドルを拠出し、支援国を拡大し 2016 年から活動を実施している。

質問についてだが、現状案件が終了しているものを確認したが、マダガスカルにおける案件が終了していると世銀から報告を受けている。マダガスカルでは母子の栄養状態における評価に係る取り組みをし、それ以外で、まだ終了していないが、セネガル、ネパール、コンゴ民主共和国、ニカラグアについても今月目途で終了するとの話を受けている。案件の評価に関しては今後世銀から受けることになっている。また公表についてだが、ホームページで一般に公表することはないが、ぜひこういった場や栄養関連の会合等の場において話せたらと思っている。

2 点目の質問だが、市民社会の声を制度や政策にどのように含めていくかとの点だが、基本的に SUN 信託基金の案件は各世銀事務所からそれぞれ持っている知見や現場の実情に合わせて提案された案件を実施していると認識している。現状確認したところ、市民社会の声を制度や政策のプロセスの中に組み込む例について、国に対する支援ではないようだが、SUN 信託基金の予算で実施している肥満抑制に効果的な政策の分析を行うグローバルな調査はそもそも NGO から提起された案件だと聞いている。現状行われている SUN 信託基金の案件と今後実施予定のものもあるので今後それらの実施において、NGO の知見や、具体的な案件、この地域にはどのようなものがある、という具体的な案件を紹介して頂ければ、その声を世銀にも伝え検討したい。それがどのように反映されるかは検討の結果次第になると思うが、その声を伝えることはできると思うので、引き続きよろしくお願ひしたい。

田中：

グローバルな枠で市民社会の声が含まれていることは大変嬉しく思う。国への政策提言に関して市民の声があまり含まれていないとの認識で良いか。

MOF 桑路：

詳細背景については把握しきれていないのでお答えすることは難しい。確認すればあるかもしれないが現状は聞いていない。

MOF 土谷：

活動報告書などを、例えば 1 年ごとにまとめるのが普通だと思うが、それは公表しないのか。

MOF 桑路：

報告を世銀から公表している旨の連絡は受けていない。

MOF 土谷：

信託基金全体の活動に関してとか。

MOF 桑路：

信託基金全体の活動については、世銀全体の担当でないこともあり、当方では承知していない。

MOF 土谷：

質問を返すことになってしまうが、よりの確に答えることができると思うので、何をお聞きになりたいのか問題意識をお聞かせいただきたい。我々は色々な信託基金をサポートしているが、例えば世銀には JSDF というファンドがあって、無償のグラントプロジェクトで NGO と組んで提案してやってもらいたいとお願いしている。それで、前回の TICAD の際、アフリカ向けの支援を増やしたが、残念ながら日本の NGO に使って頂いて頂いた例はあまり聞いたことがない。

田中：

この議題を選択した理由としては SUN の信託基金と SUN の仕組み自体がかなり複雑だが、SUN というのはドナーネットワークとか、Civil Society Network とか、ビジネスネットワークなど色々あり、「SUN 信託基金」はこのどれにも属していないものである。SUN ドナーネットワークを見られているのが外務省で、財務省は SUN ドナーネットワークに入っているわけではない。このネットワークは各国のドナーが入っているネットワークである。なので、この信託基金は SUN の中でどのように位置しているのかもわからない。また、実際に SUN のホームページなどを調べても、実際に信託基金が、せっかく 2000 万ドルも出しているのにどんなプロジェクトをやっているのかもわからない。私の勉強、力では調べられなかったもので、この場でもう少し具体的に内容を話して頂きたいと思った次第である。

MOF 桑路：

SUN という名前だが、まず簡単に理解してもらおうと、2 つあるイメージで捉えて頂ければと思う。世銀を通じた SUN 信託基金があり、また別途 SUN ムーブメントがある。イニシアチブとも捉えられる緩い繋がり、ネットワークを持つ。その SUN ムーブメントが立ち上がる礎になったのは SUN 信託基金のフェーズ 1 の活動の中で、他の色々な国際機関と交えてフェーズ 1 のときに財務省と世銀とで栄養対策のイニシアチブを大事だとの共通認識を文書として出した。これが礎となり SUN ムーブメントは立ち上がったと伺っている。なお、現状 SUN 信託基金が SUN ムーブメントに対し具体的なお金を拠出しているわけではなく、SUN 信託基金はあくまでも日本から世銀のシングルドナー基金となっている。インターネット上に SUN ムーブメントのホームページはあるが SUN 信託基金による活動が具体的に載っていないのはそういうことである。

白須：

今の桑路さんの話はもちろん存じ上げている。ムーブメントに外務省は現在も関わっているとのことである。しかし我々の中では、実際に資金を拠出しているのは財務省であるから、そことの関係が全然わからない。おそらく 7 月の外務省との会合の中で財務省さんにも来て頂いて説明してもらおうという話になっていると思う。だから、そこでもう少し詳しく。

MOF 土谷 :

単純に考えると SUN 信託基金は世界銀行の栄養分野における活動を日本として支援している。そこから発生したもう少し広い国際的な SUN という栄養面での動きがあって。その辺りを明確に説明してほしい。前提が噛み合っていない。

MOF 桑路 :

今土谷課長がおっしゃった通りの整理である。SUN ムーブメントの日本の窓口は外務省が担当している。

白須 :

そのようであるが、そこまでしか認識ができていない。

MOF 土谷 :

SUN ムーブメントに世銀はどのように関与しているか

MOF 桑路 :

把握できていない。

MOF 土谷 :

これは想像で、申し訳ないが、私も直接担当している課長ではないから、その前提で聞いて頂きたい。今の話を聞くと、日本は世銀と色々な活動を一緒にしている色々な分野があると思うが、保健の UHC もその一つである。世銀の特定の分野での活動が日本の政策やプライオリティーが合致している場合に、国際機関の活動もリソースが全てであるので、信託基金を設けて拠出して、この活動を支援してやってもらう枠になるわけである。この SUN 信託基金の栄養分野はまさに日本が世銀とタイアップしている分野であると。それとおそらく色々な栄養分野の全体での動きがあると思うが、この SUN ムーブメントは、それより広範な国際的な栄養分野での活動かと思った。SUN 信託基金は世銀に使ってもらうための信託基金であるといった方が分かりやすいかもしれない。それ以上でもそれ以下でもない。極端な話だが、たまたま同じ名前がついている。

白須 :

たまたま同じ名前を付けたのではないと思う。メールのやりとりの中で、私も書かせてもらったが、例えば、一般市民から見ると外務省も財務省もどの省庁も同じである。別に国民の税金を使って、世銀で何か進めるにしても、外務省はこうで財務省はこうでの説明を受けても我々にはわからない。政府として何をやっているのかが重要で、こちらに行ったらよくわからない、こちらに行ったらこれをやっているというのは、申し訳ないが一般市民には全く通用しない。そこを協力するなり、役割を明確にして頂かないと、こういう議論をずっとやっても仕方がないと以前から思っている。

MOF 土谷 :

SUN ムーブメントは外務省で担当しているのではないのか。

MOF 桑路 :

そうである。担当している。そういった意味で、若干縦割りにはなっていて情報共有がない点、そういう意味で我々も...

MOF 土谷 :

情報共有がないからということではなくて、まさに誰が担当するかという点は非常に大事なことで、その代表している組織が日本政府を代表して発言するわけだから。私もこれ正しいのかどうか分からないが、桑路さんの話を聞いていると SUN ムーブメントは外務省が担当していると。そこに世銀がどう関わっているかわかっていないようであるが。SUN 信託基金はあくまでも世銀の栄養面での資金を支援するためのものなので SUN ムーブメントには直接の関係はないと言える。そこでぴんと来ないかもしれないが、名前を変えてもいいと思う。世銀栄養信託基金でもいいと思う。そこはまさに財務省として所掌していて、そこはしっかり使って頂く必要があるし、まさにその結果も明らかにしていく必要があると思う。私もこの問題は前から何回が聞いてよくわからないと思ったものだから。そういうことだろうか。

津山 :

SUN というのは Scaling Up Nutrition という意味であるか、それについての SUN ムーブメントも SUN 信託基金も同じ大文字を取ったものだと捉えて良いか。

MOF 桑路 :

それ自体は同じ略称になっている。

津山 :

両方とも Scaling Up Nutrition。

MOF 土谷 :

先ほどの説明だと、第 1 フェーズで支援した案件から派生して出来たのが SUN ムーブメントと聞いて、そこで名前は同じになっているが、もちろん両者がタイアップしてやることはあり得るし、やっているのかもしれないが、そういうことだと。SUN 信託基金自体はおそらく世銀が中心となり、色々世銀として取り組むべきと考える業務でこの信託基金を活用しながら進めていると、その過程で桑路さんの冒頭の説明にもあったように、NGO の方々からも意見を聞きたいとの提案を踏まえながら案件を作っていると。ただ、やっていることが直接 SUN ムーブメントと一対一で一緒なのかということそこは違うと思う。

津山 :

SUN ムーブメントのことは私たちの方からはあまり言っていない。SUN 信託基金にどれほど NGO がまさに...

MOF 土谷 :

そういうことでよろしければ。

白須：

私たちが、栄養三銃士と言われて、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、ワールドビジョン・ジャパンと一緒に活動している。お時間をとってしまうから、外務省と財務省が、どうなっているのかわからないので、話し合っていて明確に分けるなら分ける、名前変えるなら変えるときちんとして頂き、次の会合があるのでそこで両者からお話をさせて頂いたら、もう少し理解が進むと思う。この話をずっとやっても申し訳ない。わからないままずっとやっているのだから次の課題にいった方が良い。

MOF 土谷

ご質問されていた信託基金の使い道だが、こちらでは色々わからないことについてご関心があったので。

田中

SUN ムーブメントと信託基金が別物だとは私ももちろん勉強させて頂いたが、信託基金に関しての情報が見つからない。先ほどのマダガスカル、セネガル、ネパール、トーゴ、ニカラグアのこの国の選択というのも、IFNA という JICA で実際に現地のプロジェクトもやっているが、去年 2016 年から実施したもので、その国の選別なども練った方が、日本として情報や経験の蓄積ができるのではないかと思うが、なぜ SUN 信託基金の予算や今後どのようなプロジェクトをされるのかとか、そういうものを見ることができないので、市民社会側の提案をさせて頂きたくても、まず何をされているのかわからないとしようがないと思って質問させて頂いた。

MOF 桑路：

活動の内容について情報が不足しているかもしれないので、適宜、報告に基づいて情報集めさせて頂く。

鈴木

時間が迫っているためこの件に関しては SUN の信託基金と SUN のムーブメントのきちんとした縦割りだけではなく内容を区別し理解をでき、市民社会も理解できるような形での説明を頂く準備をして頂く。もう一つは SUN の信託基金の状態に関しての情報共有のやり方に関しても今後検討を頂くということでもよろしいか。宿題ということで是非よろしくお願ひしたい。

議題 3：TICAD 閣僚会議に向けたアフリカ債務問題と円借款供与方針（モザンビークを中心に）

渡辺：

事前に大量の回答と資料を送って頂いてありがたい。週末になんとか目を通したが、理解できない部分も、なかなか慣れない専門用語も多く頭に入っていない部分も結構あるので、いろいろ教えて頂きたいと思う。この間、過去 1 年くらい、アフリカの借款・債務の問題についてこの場でやり取りをさせて頂いており、ときにアフリカ全体、ときに我々が活動しているモザンビークについて話をさせて頂いているが、今回は 8 月にモザンビークで TICAD の閣僚会合があるので、懸念されることがいろいろあるの

で、議題提案をさせて頂いている。

前回までの議論、特に前回の議論の中で、米山さんと織田さんにお答え頂く中、NGO 側と財務省の間にも大分、借款問題について共通認識ができてきたと思っている。特に、事例としてはモザンビークだが、私が議事録を読んだ認識の中では、やはりモザンビークの借款・債務の状態が GDP の 130%まで行っている状況がアフリカの中でも最悪であり、ガバナンスの状況もひどいこと、もう 1 つは、2000 年代からの債務帳消しの経験があったにもかかわらず、今アフリカの全体で再び GDP における債務の割合が増してきており、特にモザンビークについては、2004 年に債務帳消しがあって、そこから DSA をもってモニタリングをして来たはずなのに、それが機能してこなかったこと、そのために再発防止のあり方を考えて行かなければならないという点。もう 1 つは、例えば、ガバナンス悪化は所与のものではなく、援助のやり方そのものが逆に現地の方々暮らしづらい、治安状況が悪くなったりとか、そういう引き金になることもあること、このため全体状況を見ながら債務の問題を考えて行かなければならないとの共通認識はできたと考えている。

そういう中で、今回の質問は、アフリカ全体として債務状況が悪化しているにも関わらず、先の G20 で「アフリカとのコンパクト」というイニシアチブが立ち上げられた。これに対し、ジュビリードイツなどにより債務再燃の危機の指摘・分析がなされている。並行して、話題になってきたのが、モザンビークの債務をどうするのかで、この度監査が入り、今その結果を待っている状況だが、今朝資料を送って頂いた資料の通り、監査が終わったが、結局まだ資金の使用・使途に不透明な部分があるとの結果が出てきた。これに伴い、債務問題の再発防止とともに、借款を再開するには何が必要なのか、そういうことを考えなければいけない。この 8 月に TICAD があるので、どんな支援パッケージが出るかと不安になるが、その辺りを意識しながら議論をさせて頂ければと思う。

事前に資料を頂いて読んだが、これは 1 次資料の情報にすぎない。議題の資料の 5 ページ目に、我々の側から、書面で頂きたい情報として、質問を 6 つ挙げさせて頂いているが、1 と 2 については書面で資料を頂いた。ここで、私がこの資料をもって知りたいのは、財務省がどう読んでいるのか、どう読み、何をどのように認識し、対応するのかわかっているのか。そこを教えて頂きたい。また 3 と 4 については、具体的な回答がなかったと思うので、あるのかわからないのかも含めて口頭でご回答頂ければと思う。プラス、TICAD で日本の対アフリカ、特にモザンビーク支援で、あるいはアフリカ支援として、なんらかの支援パッケージを打ち出す計画があると思うが、もしその情報がわかれば教えて頂きたいと思う。モザンビークに特化しないアフリカ全体の援助だった場合に、債務やガバナンス状況がひどいところとそうでない国を区別して対応できるのか、するのかわかっているのか、それも合わせて、動きがあったら教えて頂きたい。6 番についても、資料があるが、この辺りもどう読んでいらっしゃるのか、教えて頂ければと思う。

MOF 米山：

MOF 米山：

お話あるように、一次的な数字を見てもよくわからないとのことだが、我々は一次的な数字は極めて重

要であると思う。私の基本的な認識を申し上げますと、国際的にかなり共有されていることだと思うが、一言にアフリカといっても 54 カ国あって、あまりに状況が違う。大きく分けると、北アフリカとサブサハラアフリカ、ブラックアフリカと分ける。北アフリカとそれ以外の部分は状況が大きく違う。前提も全然違う。ブラックアフリカの中でも、平均的に話すと、今状況はあまり良くないとなっているが、個別に見ていくと全て状況が悪いわけではない。

平均値にすると以前に比べると悪くなっている。それは全くその通りだと思うが、世界経済全体がしばらく前に比べるとあまりよくない状態なので、アフリカ、サブサハラアフリカの状況が全体として悪くなっているのは、別に、世界経済全体と照らして、果たしてアフリカの方がより悪くなっているのかどうかを見て行ったらどうか。ということ考えると、先進国経済に比べると、サブサハラアフリカがそこまで悪いわけではない。ただし、同じ途上国のグループの中で比べていくと、サブサハラ全体の平均値はあまり芳しくはないと思う。その上でアフリカ個別の国々を見ていくと、すごく悪いと思うところ、それから、それなりにいけていると思うところ、そして引き続き成長率が高い、大体この 3 つのグループに分かれていると思う。特に悪くなっているのは、資源への依存度がもともと高かったところ、すなわち、石油なりあるいはその他一次産品の輸出が価格の高騰によってかなり伸びていた国が特に面積が大きく人口も大きいところを中心にしばらく目立っていたが、彼らがまさに今全部倒れかけている。それは否定できない事実だと思う。ただし、人口が多くて、面積が大きいところのパフォーマンスが悪いことをもってサブサハラ全体がおかしくなっているとの結論を出すのは、私はプリマチュアだと思う。

なぜかという、非資源国の中には引き続き成長率が高い国がそれなりに見られるから。ただし、これもまた成長率が高いから問題がないということでは全然ないが、成長率が高い国についてもその成長率の高さがどのようにして実現されているのかを良く見る必要があって、すなわち、自分の経済が自立的な形で成長しているのか、あるいはそうではなくて、民間経済が成長するのではなくて、政府が借入をして、それで投資を行うことによって成長しているだけなのか、そこを良く見極めて行かなければいけないと思う。しばらく前まで、すなわちリーマンショックの前までであれば、それはアフリカが全部成長していて良かったわけだが、今はそうではないので、資源価格が大きく下がってかなりプレッシャーがかかっている状況であるから、そういう中でどのようにして安定的な経済運営をしていくのかはこれまで以上にアフリカの 54 の国もそれぞれ個別具体的に良く見ていかないといけないわけである。

渡辺：

そこはわかっている。そのまま続けて頂いても良いが、私が特にさせて頂いた質問は、お出し頂いた資料を財務省としてどう読むかということ。

MOF 米山：

だからまさに数字の解説をしているわけである。アフリカに 54 の国がある。全部違う。違うことをよく見て頂きたい。サブサハラ全部が悪いことをもってアフリカ全部が悪いのではなくてアフリカの国をそれぞれ見ていかなければならない。だから債務の指標だけを見ても良いか悪いかはよくわからなくて、経済全体の動きを見ていかなければいけない。

お出しした大きな A3 の資料の最後の数字だが、それだけ見ればかなりの証拠は取れる。ここで 1 番目の国から、A から Z まで順番に解説していくことはしないが、もしそれがしたいのであれば、私は何時間でも付き合います。なので、どうされたいのか、よく仰って頂きたい。繰り返しになってしまうが、この問題を議論するときに、アフリカにはものすごい数の国があってそれぞれが大分違う状況にある。個別に 50 いくつを議論しなくても良いのかもしれないが、少なくともいくつかのグループに分けて、北アフリカだけ別物とし、サブサハラの中でも資源に依存度が高い国とそうでない国、それから、同じ資源の依存度が低い国でも引き続きその成長率が比較的に高い、あるいはそうでない、そういうグループ分けをしていかないと、アフリカといってもどうしようもない。全般的な感想をそれでも述べよと言われれば、サブサハラの状況は冒頭申し上げたようにリーマンショック前と違って大分厳しい状況にある。成長率だけ見ても先進国の成長率と同じくらいまで下がってしまっている。ということは途上国としては普通、あってはならない話である。なので、他の地域に比べるとサブサハラの成長率は大きく低下している。ただ、低下しているからと言ってサブサハラの全部がそんなにひどくなっているわけではない。債務も大きく伸びているところもあれば、あまり変わっていないところもある。ただ数年前まで多くの人たちが言っているような、全部のアフリカが全てバラ色の未来では全くなくて、若干危険な数字が出て来ているところも拝見されるので、そこはかなり注意して個別に見ていかないと危ないということである。

渡辺 :

残りの質問と提起した点に答えてもらいたい。今、質問の 1、2 のどう読むかという部分に答えて頂いたと思うが、3 から 4 と 5 と、あとは議論したいポイントとして先ほどやはり 2004 年からここまで 130% になったことは課題であると米山さんも前回の議論で仰っていて、DSA が機能していなかった点に触れられた。そうした状況下でどう再発を予防していくのか、このあたりまで議論できる良いと思う。まずはこの 3、4、5。具体的に回答頂けたらと思う。

MOF 米山 :

おそらく 2 に対する回答はしていないと思う。ご説明頂いたお話を聞いている限り、恐縮だが、Compact with Africa について誤解があると思う。これは別に大量に借りよう・大量に貸そうというものではなくて、単に我々はこのような改革のプランがある、なので皆さん助けてくださいというだけのものである。そういうプランを作りたい人は作る。作った上で表明して支援を求めて支援したい人はするという極めて自主的な取組である。アフリカに金がないので助けてくれとの話ではなくて、それぞれがそれぞれなりに自由に努力をしていく。で、この Compact with Africa の最初の方をずっと読んで頂くと良くわかると思うが、これまで山のように 400 だか 500 だかの数多くのプランが作られたが、いずれもうまく行っていないという話から始まる。なぜ上手く行っていないのかの分析は、レポートにあまり書いていないと思うが、そこから彼らの結論として、押し付けはしないとの結論になっている。なので、それぞれの国が自由にプランを作る。で、プランを作った上で公表し、良いと思うものがあれば支援したい人は支援する、という内容になっている。なので、Compact with Africa が出来たことを持って、直ちに債務問題が悪化するとか良くなるとかにはならないと思う。これはそれぞれの幾つかの国が話し合いを示してい

るようなので、具体的にどういう中身のコンパクトが出てくるかによって変わるだけの話であるので、Compact with Africa という文書が出来たことをもって、アフリカは良くもならなければ、悪くもならなければ、それが債務問題にどういう影響があるのかは良くわからない。ただ、皆さん真面目にやりましようということが一般的に書いてあると思う。以上が2だと思う。

3は、日本政府に対して、これはおそらく外務省に聞いて頂く方がより詳細にというか、適切な回答があると思うが、少なくとも我々が承知している限りでは、我々だけに特別に開示された、あるいは提供された資料はない。なので、渡した資料の中に入れてあるかと思うが、しばらく前にモザンビークの検察庁が発表したプレスリリース、それから私がフランス語を参考にしながら日本語に訳したその訳が提示されている。それから今朝方お渡ししたが、International Audit の Executive Summary の部分が英語とポルトガル語になっていて、どうも英語の方が正文みたいだが、それが出ていて、それ以上のものは受けていない、というのが3の回答だと思う。

この3のところは、今出ているものはそれまでなのでそれ以上細かい話は私に聞いても、新聞に書いてあった、雑誌に書いてあった、色々読んでいて報道されているのは承知しているが、これが真実なのかどうか私は判断する材料を持っていない。日曜日に出てきた Executive Summary を見ても、よくわからないとあちこちに書いてある。ギャップがあると書いてあるので、まさに我々が正式に承知している話はそのままで、報道で色々流れているのは流れている。私も良く知っているが、その報道が正しいのかどうかをここで判断するだけの情報もないし、そういう立場でもない。ただ、この International Auditor とずっと協議を続けていったが、その中に IMF も入っていて IMF が発表しているプレスリリースも良くわからない。かなり詳細な、Executive Summary で、Summary しか発表しないと聞いたので、2-3枚のものが出るとかと思ったら意外とそういうものではなかったのだからそれは確かに評価できるのかもしれない。かなりの量のものは出ていた。だが、ざっと見た限りでは良くわからない。

3つの政府系の Entity ごとにこういう金額だった、こういう契約になっていたようだ、でも書類が見つからなかった、よくわからない、なので結論は出せないという文章をずっと書いているので、想定範囲内といえば想定範囲内だが、残念ながらそれを見たからと言って、理解が進むかということどうもそうではない。引き続き、色々なものが報道されているので、別途出ているモザンビークの検察庁の発表にあるが、引き続き捜査していかなければならない。捜査という言葉が適切かわからないが、予備的調査をしていかなければいけないと思う。

いくつか治安の関係の話がされているが、治安の問題があるのだと思う。それは否定したことはない。ここに書いてあるウの話で、警備系の話があるが、三井物産との共同事業等が要請したのかとあるが、ここに関して聞いたところ、本件についてこのプロジェクトで明示的に、要請したことはないとのこと。

それから5で、アフリカ、モザンビーク支援で何らかの支援パッケージを打ち出す計画があると思うが、その情報を共有して欲しいとのことだが、私としては承知していない。なので、それがお答えになる。

最後の6だが、これは資料の中に入れて頂いたと思うが、63億円、この57.6 millionというのは、このNacala Corridorではなくて、それも含むが、アフリカ開発銀行に財務省が設けている信託基金というもので、しばらく前からやっているものがある。そこに日本政府として、すなわち、財務省の予算で出した金額の合計が大体これくらいになっている。これはプロジェクト、工事をやるためのお金ではなく、Capacity Buildingが中心である。分かりやすく言うと、Technical Assistanceのための信託基金になっている。場合によってはレポートを作らせることもある。あるいは中小企業の経営能力を高めてもらうために帳簿のつけ方をそれぞれの国で教えていくプロジェクトがある。いろいろなものを行っているが、その中の1つとして、Malawi・Nacala CorridorでのTAもある。記述が何箇所か出ているようなので、我々が渡した資料の中にはアフリカ開発銀行で、この信託基金が何をやってきたのか、全部列挙したリストが付いているものをお渡ししているので、50くらいのものが載っていると思う。1番下の方まで行くとMalawi・Nacala CorridorでやっているTAが1つ出てくる。きちんと書いてくれている記事も幾つかの国では出ているようだが、ごちゃまぜになって、65くらい出したというような、そういうふうには読めなくもないものもあったかもしれない。

それから、5番目の話だが、端的に申し上げると、私どもは所管していないので、外務省の話になる。ただ、そこで終わりにしたくないので、どうなっているのかを所管している外務省にお尋ねした。以下で申し上げることは外務省の回答である。私どもの回答ではない。外務省に代わって読み上げさせて頂くと、TICAD 閣僚会合の開催地についてはアフリカ側においてモザンビークが開催の意向を示し、アフリカ連合がこれを歓迎したことを受け、アフリカ側のオーナーシップを尊重しつつ、他の共催者とともに協議した上で決定したそうである。私どもは所管していないので、申し訳ないがそれ以上はどのようなはよくわからなく、申し上げようがないが、せっきくの機会なので外務省の方にお尋ねしたところ、こういうことである。

渡辺：

要は(4)のア、イとエはご回答がないという理解でよろしいか。ウにだけ触れられたが、ア、イとエは把握しておられない。

MOF 米山：

特にモザンビーク政府が我々に説明があったかということ、我々は外務省ではないので、外務省がモザンビーク政府とどこまでやっているのかはすべて把握できる立場ではないが、我々が外務省に聞いている限りでは、そういう説明はない。

渡辺：

イもエもないということなのか。

MOF 米山：

ない。

渡辺：

ご回答を頂いた上でお尋ねしたいのは、なぜこの資料 1 の見解を聞いたかということ、自分も、色々な数字があり、色々な状況があり、一概にアフリカはこうだと言えないと思い、では専門家はどう読むのか、そのあたりのご意見を聞きたかったのでお尋ねした。一方で、モザンビークの債務のサマリーの方は、結論から言うと、今の状況でよくわからないとのことだが、今借款は止まっている。なので、これの再開は当面ないと考えて良いのかを 1 つ聞かせてほしい。加えて TICAD では何らかの援助パッケージを打ち出す可能性があるのではないかと考えて質問したが、そこはご存知ないとのことだった。では例えば、財務省はこういった外務省による決定に関してはどう関わっているのか。TICAD に関しては外務省任せなのでその金の使い方まで全て口出しはしないのか、それとも税金を預かる主管省として、前回まで話して来た課題への共通認識を持っているのであれば、やはりそのあたりの課題と対応について進言するものなのか、そのあたりを教えて欲しい。

MOF 米山：

モザンビークの債務の状況はよくわからないが、これが悪いのは間違いないと繰り返し申し上げているつもりなので、したがって、モザンビークの債務の状況が何もわからないと言っているわけではない。正確な数字はよくわからない。ただ正確な数字はよくわからないが、すでに表に出ている数字自体が極めて悪いという事実は変わらないので、これがさてどこまでもっと悪くなっているのかは、マスコミの皆さんが新聞記事などでよく言っている話になるが、もうすでに現在の状況が極めて悪いのは誰も異論はない。異論がないので、したがって、この債務の判定上は破綻である。大体良い、悪い、中くらいというが、その 3 つの段階を超えていて破綻である。破綻している国というのは、サブサハラには 4 つしかない。ここを含めて 4 つ。あとはソマリアとかそういうところもあって、もうどうしようもない。なぜどうしようもないのかということ、明らかになっている情報で、返済を停止しているものがあるので、首が回らない状況にあるものはどうしようもないのである。普通の国は苦しくてもとりあえず返してくる。彼らは返していないものが民間債務の中に発生していて、かつ数字が極めて悪いので、破綻しているとの判定になる。彼らにいつ借款が出せるのかわからない。

ここはお出しした資料の中に記者会見で言ったものをそのまま抜き書きしたものがあるが、IMF のプログラムも融資なので、究極的には日本政府も含めて、公的機関が融資を行う場合と似たようなプロセスを辿って彼らが返済できる能力があるのか、きちんと見て行かなければいけないわけである。プログラムが止まっているのはご存知の通りで、プログラムの再開を求められているのもご存知の通りであると思う。それでは、プログラムはどうすれば再開できるのかとの問いを發した人がいる。それに対する答えは 3 つで、1 つは監査が終わること。まだ監査は終わっていないが、そのうち終わるのかもしれないし、これはどこまで続くのかよくわからない。2 点目はマクロ経済政策。財政赤字をどうするのか。インフレをどのように抑えるのか。為替をどうするのか。これらについて IMF との間で合意ができること。向こう 5 年くらいどのような経済をして行くのかについて。3 点目は債務持続性が回復されること。すなわち、今の数字では多少上がっても下がっても同じで、どうしようもないので、(IMF の) 局長の発言にもあるが、なんらかの形で最後の調整をしなければならないことになる。

どう調整をするのかについては、前回か前々回に資料をお出ししたと思うが、モザンビーク政府がロンドンに債権者を集めて債権者会議をやったことがある。そこで配られた紙に書いてあるが、130%に達し首が回らないから、申し訳ないが債務はもう返済できないのでキャンセルしてほしいと書いてある。それが彼らの要請である。モザンビーク政府の計画によれば、去年の12月には話が全部まとまって1月からプログラムが再開されるようになっていたが、その後債権者会議が開催できたとの話は一度も聞いていない。一回やって債権者を全員怒らせて二度と帰って来なかった。なので、そこで止まっている状態だと思う。いつ再開できるのはよくわからない。こういう状況である。

TICADについて、我々は何も相談を受けないわけではなく、我々の所管している分野で当然相談に乗る。それから所管していない分野でも余計なことを言ったりすることもある。相談を受けるのは、円借款があればそれは必ず相談を受ける。ただ今の状況は、少なくともモザンビークは、IMFですら何もできない状態で、何をするのか、ということだと思う。理論的にはよく知らないが、ただモザンビークのカジノかどこかで巨額の賞金などで全額返済できたとなれば、それはたぶん債務はすぐ減るだろう。だが、なかなかそういうことはないだろう。

数字は上がり下がりしている。なぜ上がり下がりするのかというと、借金の多くは外貨建てである。一方で、彼らの経済は外貨の経済ではない。現実から見ると相当な上がり下がりが繰り返されている。ここ数ヶ月間、過去2ヶ月か3ヶ月だけ取ると、かなりドル安が進んでいるので、おそらく今日時点の対ドルの為替レートは、いわゆる隠れ債務問題が本格的に明らかになった時点とほぼ同じくらいの水準まで戻って来ていると思う。それはすなわち、Auditレポートも出たということで、少し進展しているのではないかとマーケットの人は見ているのかもしれない。あるいは多少石油の値段が戻していることもあるかもしれない。そこはマーケットの話なので、具体的にどうしてそうなったのかはよくわからないが、数字だけ見ると、為替レート、対ドルレートはいわゆる隠れ債務問題が発覚した時とほぼ同じ水準のところまで戻っているようなので、したがって債務GDP比の130%は相当古い数字である。去年の9月のものだと思う。

今年の4月発表されているものは、お出ししたが、130%ではなくて、その紙にあるが110いくつかだと思う。110いくつかというものも相当ドルが強い時に計算しているので、おそらく今日のレートで計算するともう少し低いと思う。それでも100は超えているだろうが、100超えるというか70超えたら良くないというのが一般的だが。この低所得国で100くらいになっているのはかなりのものなので、いずれにしてもこれが上がろうが下がろうがそれは多少の話でしかないので大きな、全般的な判断を変えるには至らないと思う。

モザンビークの状況がひどいのは、我々の方から外務省に嫌という程繰り返し言っている。彼らも聞くのは嫌だと思う。それは良くわかっていると思う。その上で、彼らがどこで会議をするのかまで、残念ながら我々はそれを捕捉するだけの、私がおっと激しく言えば良いのかも知れないが、言ったところで多分聞かないと思うし、権限もないので、相当なことは言っているが、正式な協議となるもの、円借款の世界についてはあくまで指摘・進言していかないとと思っているし、先ほど冒頭申し上げたように、

サブサハラの状況はしばらく前と比べて大分悪くなっていると思う。ただ、悪くなった中でも、本当に悪いところと、引き続き多少まとまるところと色分けされているので、これまで以上に慎重に、多少数字が良いだけで、すぐに円借款を供与する判断にはならないので、いつ具体的に債務が数字だけではなくて、債務もそうだが成長率も見て行かなければならない。為替レートの動向も見て行かなければならない。ただ、債務にしても国内の債務が多いのか、あるいは外国から外貨だけで借りているものが多いのかを見ていかなければいけない。ただ、成長率の前提も、中身も公共事業で伸びているだけなのか、あるいは民間投資で進んで来ているのかを見ていかなければならないということで、マクロ的な数字を見なければいけないし、細かいミクロの世界も見なければならぬ。難しい時期に入っていると、彼らにも恒常的に伝えている。

渡辺：

最後に1点。繰り返しになるが、前回からの課題で、やはりそうなる、そこまで悪い、2004年からの数十年でここまで悪い状態になるまで、ずっと借款を出し続けてきたドナー国として、どのように再発を予防できるとお考えなのか。モザンビークの経験は教訓が得られるものだと思う。前回この点に関する議論があったので、もし前回以降考えられていることがあれば、ぜひ教えて頂きたい。私の質問はこれで終わりにする。

MOF 米山：

アフリカの債務はすごく難しいと思う。なぜ難しいのかというと、一瞬にして姿が変わるからである。普通の国は一瞬にしては変わらない。中期的に10年、20年かけてどんどん悪くなっていくことはあるが、ある日を境に急に悪くなることはない。ところが、アフリカだけではないが、特にアフリカの問題だが、1日で債務の状況が急激に悪くなることがある。それはなぜそうなるのかというと、彼らの借入が外貨だからである。米ドルで借りる。ユーロで借りる。それに対して経済はドルではない。なので、為替レートが急変するあつという間に債務の状況が悪くなったりする。それが発生したのがまさにモザンビークだと思う。もちろん為替レートだけではなくて財政赤字が悪化してきていたのは間違いはないが、ここまで凄い数字に突然なってきたのは為替レートである。そこは特にアフリカの難しい課題である。

大昔の明治日本もそうだが、本当の途上国の発展段階がまだ進んでいないところで国内の金融はない。国内では借りられない。借りようとしても国内の銀行システムはあまり機能していないので、長期借入を行おうとすると必然的に外から借りてくるしかない。30日、60日、90日であれば国内でも借りられるが、10年の金を一体誰が出してくれるのかというと、それは外国から借りるしかなくて、マーケットから借りることは非常に大変なことになるので、できる限りマーケットの借入を減らして、国際機関や政府から借りようということで、長期低利固定でなんとかリスクを抑えようとした、これが開発の世界の歴史である。

ところが、モザンビークはその部分が特殊なわけではないが、ここは極めて特殊な例であると思う。その理由は隠れ債務があったこと。普通の国には隠れ債務は出てこない。この隠れ債務も小さな金額ではなくて、GDP比二桁で出てきてしまった。というのは極めて大きな問題であると同時にモザンビーク

の特殊性だと思う。

ということを上記で申し上げた上で、債務の問題をどうしていくのかだが、これは難しい問題だと思う。ただ、一度債務救済を大きな負担でやっておきながら、また、数字が悪化する傾向が出てきたことは心配すべきことであった。なので、どういうことが行われているのかを言うと、DSA の話もあるが、この DSA 自体も 2005 年から始まったものだが、ここに至るまでの過程も相当あるが、今ある DSA が変わったものではないのは誰もが認めるところなので、段階的に DSA を、その水準を高めて行こうということで、努力してきた訳である。初めの DSA は外貨だけを対象としていた。外貨だけの借入を見よう。理由は、多くの途上国では国内の金融市場がないので、国内の借入はないだろうと。なので、外貨だけの借入を見ておけば良いとの前提があった。もう 1 つは、外貨だけの借入があってもまさか商業借入は行わないだろうと、途上国は公的機関から借り入れるだけだろうとの前提で DSA の枠組みを作っていたのが 2005 年であった。

ただ、その後見ていくと、途上国も随分発展したところも増えて来ているので、それ自体は歓迎すべきことかも知れないが、国内での借入を大幅に増やしている国、海外借入でも公的機関からだけではなく民間から借りるケースもある。民間からの借入という意味で、モザンビークはまさにその例だと思うが、単に世銀だとか公的な機関からの借入だけを見れば良かった時代ではなくなって来ている。

そういう反省のもとに、DSA の対象とする範囲を広げてきている。一番初めは外貨からの借入だけを見ていたが、今は国内通貨の借入も見て債務全体としてどういう動きを示しているのか、これを検証することになっている。この債務全体の検証が始まったのが 2012 年からである。今足元ではさらに数字が悪くなっているところも出てきていることも踏まえつつ DSA の見直し作業も進められている。開発委員会のコミュニケに出てきたりもする。あとは借入国では政府だけではなくて色々な人たちと意見交換が行われているので、そういうものも指針になっているものもあるが、どうしたら良いのか。

2 つの見方がある。DSA を厳しくしろという人もいる。一方で、DSA があるため借入ができなくて全然開発ができないと騒いでいる人もいる。この 2 つは矛盾しているようだが、実は矛盾していないと思う。その 2 つの要素を踏まえながらどのようにしてこの DSA を見直していくのか、今大分作業の大詰めに近づいていて、そのうちあと 1 年か 2 年もすれば新しいものが出てくると思う。今の DSA は完璧ではないと思うが、ある程度の 1 つの指標としては機能していると思う。これがなければおそらくこのモザンビークのようなケースでもまだ我々は借款を出していたかも知れない。ただ、今この DSA があるおかげで所詮 IMF が行っているだけなので、それはどう思うかという問題はあがあるが、1 つの目安として国際機関はこう判断していると 1 つの大きなものはできているので、それを踏まえた上でどうするのかという議論ができるようになるという意味では、1 つの前進だと思う。ただ、DSA は条約ではないので、法律でもないもので、これで全員を縛ることはできない。縛ろうとしたこともある。例えば、無理な借入を行った国に対しては IDA から、つまり世銀の支援を減らす時もあったが、上手く行かなかった。なぜかということ、昔は 1970 年代以前であればマーケットからお金を借りてくるオプションはなかったので、世銀さえ閉じてしまえばそれまでだった訳だが、今は閉じてもすぐロンドンに行けば借りられる。なの

で、実際そのことが起きてしまった訳である。公的機関を閉じようと言うと、公的機関でないところに人々が殺到していき、あるいは、そういう公的機関のルールにあまり縛られない人もいるので、そういう人のところに集中して借りに行った。それが今の状況なのでなかなか難しい。難しいが、DSA の枠組みを少し精緻にしたのは大事な作業だと思うので、どういうことをしたら良いのかは皆様もぜひ発信して頂いたら良いと思う。私はかなり言っている。今の DSA の何がどうおかしいのかは自分でやっていてわからない時もあるので、どこまで反映できるかはあるが、次の改正では一定程度は取り入れてもらえるのではないかなと思う。

議題 4 : JBIC・IFC・AfDB によるモザンビーク炭鉱関連インフラ開発事業への融資関連資料の分析を踏まえた議論

渡辺 :

事前の回答もご用意頂き、細かい質問に対して丁寧に答えて頂いてありがたい。前回の議題として、また 1 月に JBIC を訪問してお伝えしたが、現地の当事者から見れば不適切なプロセス、不適切な形での経済開発、特に鉄道整備が行なわれている実態を伝えた。今融資を決定されるかどうかのタイミングにある中で、細かい部分を読んでもどうしてもわからないのが、例えば、ある程度適切に対応できているとか、補償は十分であるなどと書いてある。その場合、NGO あるいは農民組織側から出されて来た具体的な事例、被害を被っている事例とこれら見解とのギャップを、どのように捉えてどのように対応しようとお考えなのかがやはり根本的にわからない。「融資検討状況及び今後のプロセスについて」という質問に対する回答も、冒頭に「適切なデューデリジェンスを踏まえて融資を検討する」予定とあるが、何を持って適切とお考えなのか、何をもって今後融資を決定されるのか、一般的な融資検討のプロセスを聞いているのではなくて、この案件についてお尋ねをされており、その部分が全くわからない。本当は色々質問を用意してきたが、まずはそこに回答を頂いて時間があったら細かい部分の質問をさせて頂ければと思う。

JBIC 関根 :

今ご質問のところで、この案件に照らしてどのようなデューデリジェンス、適切に対応した上で融資の決定に持っていったというご質問だったと思う。

渡辺 :

もう一点が当方からの情報とのギャップへの認識と対応。

JBIC 関根 :

関連はするが、1 点目は、特にご関心のところが環境社会配慮だと認識しているが、当然金融機関としては融資におけるリスクの所在について公的金融機関としてデューデリジェンスを行う。対応の作業や、調整、協議がある。それと同時に並行で私どもの JBIC における環境社会配慮の、いわゆる JBIC のガイドラインに則り、現地での調査も含めて現地における環境社会配慮が適切な法令の元でしっかりと守られているか、さらにはご回答の中にも入れさせてもらったが、ステークホルダーとの関係も我々のガイド

ランの思想として重視しているので、これらのステークホルダーには NGO 関係者も含めて、我々も専門家を雇って、時間としては 1、2 時間と書いてあるが、相互の関係者、ステークホルダー、現地の方も含めて、ヒアリングを複数やっている。このプロジェクトは非常に大きいプロジェクトだと思うが、私どももガイドランに即して、さらに、国際機関と連携をして、そういった現地のステークホルダーとの対話を行う、あるいは対話を行うように事業者を促すという多方面のアプローチをしている。もちろん、これですぐ融資をすることではなくて、当然融資の承諾の決定プロセスも直前まで問題がないかは皆様方のご指摘も含めて耳を傾けて、ギャップというお話があったと思うが、実際の具体的事例があればそれは当然お聞かせ頂いて検討をすと思っています。私どもも国際機関も同様だが、融資の決定をして、それからずっとそのまま放っておくのではなく、モニタリングも合わせての金融機関としての対応となっている。何か 1 日でパッと決めたら終わりという訳ではなく、そういった事象がどのように変化して行くのかも責任をもって耳を傾けていくということで、具体的なギャップがあるとすれば、お聞かせ頂きながら対応していくと考えている。これは一般的なものである。

渡辺：

ここでお尋ねしているのが、前回と、1 月に JBIC を訪問した際にお伝えした通り、こちらがもっている具体的な事例をすでに示した訳であり、それをもって議論したいと今ここで話している。例えば、今仰って頂いたのが、ギャップがあれば、具体的検討材料とするという話だったが、例えば 1 月、また前回、写真も付けてお示しして具体的な事例を示してきたが、それを例えば関係諸機関とすでに共有されているのか、共有したとしたらどのような協議をされたのか、その内容が具体的にあれば聞かせて欲しいのと、もしそういった共有がないのであれば、具体的な事例を持って活かしていく、検討材料にするとはどういうことなのか聞かせて欲しい。

JBIC 花形：

今年の 1 月に訪問頂いて写真付きで現状ということで説明頂いたが、これらの情報については速やかに私どもの方から事業実施主体であるバーレと三井物産に対しては情報共有しており、ただ、提供頂いた情報が、例えば、現地住民の方が鉄道整備に関して強制移転に抵抗した結果、暴行を受けたという写真付きを頂いていると思うが。

渡辺

暴行という話ではなくて強制移転にあたって十分な話し合いや、補償が全くないという事例を示させて頂いたが。

JBIC 花形：

拷問を受けた写真も頂いたので。

渡辺：

それは炭鉱の話である。

JBIC 花形 :

拷問を受けた話は、そういった事実はないと事業実施主体としても確認しており、強制移転も以前 2015 年の 11 月に 2 週間に渡り私どもと開発機関と、あと環境の専門家で調査をしたところ、必ずしも全てが終わっている訳ではないが、適切な補償が事業実施主体によって取られようとしていることについても、現地住民と直接対話をした上で確認させて頂いている。先ほど関根から申し上げたように、この確認をもって全て終わりではなく、事業実施主体が作成したアクションプランを私どもの方で確認した上で、そのアクションプランに則った形できちんと移転に関わる補償がなされていくことを我々からも確認していくべきである。

渡辺 :

このやり取りがずっと平行線を辿っている。JBIC さんが調査をされたときに、訪問された際にそういう結果が出てきたことは、この書面からも前回のご説明からこちらの方も認識をしている。ただ、書いているように、全ての場所でやったわけではない。一方で、当方では数カ所で調査をして具体的な被害、幾つかのポイントを挙げてすでにお伝えしている。こういった事実が明らかになったことを踏まえてどう対応をされるのかを伺っている。これまでの経験上、例えば先ほどの「暴行はない」との話だが、やった本人に聞いて「やった」と言う訳がない。やったと言われている側に聞いて、はい、やりましたという人は誰もいない。どういう確認の方法があるのかをきちんとご検討頂きたい。なので、2015 年 11 月の調査だと仰っているが、こちらの方では 2016 年の 9 月に現地に行ってこうした情報を得てきている。そういった情報はどう活かしてどう判断して行くのか。聞いているのはそれだけである。

MOF 米山 :

お答えになるのかよくわからないが、私は現地に行った訳ではないので、現地の話はみなさんの話を伺いしたり、現地の新聞を読んでみたり、国際機関から出ているニュースを読んでみたりということだから大分違うが、そうした観点からすると IFC がかなり長文の分析を出している。50 ページくらいあって、これを読むと少なくとも IFC の分析は、彼らが自分で書いている訳ではなくてコンサルタントを雇って書かせている訳だが、これに書いている話と皆様から伺う話とはそれ程ずれはないと思う。もしかすると地名にギャップがあるのかも知れないが、似たような話は何箇所かで起きているというのが、住民移転の話もそうだし、踏切もはっきりしていなくて渡るのが大変だとかの話も書いてあるし、色々な話が書かれている。また、襲撃が発生していて危険だとも書かれている。なので、少なくとも、IFC のレポートを見る限りは、そんなに皆様からお伺いする話と少なくとも IFC の紙に書かれている話はそれほど大きなギャップを私は感じなかった。詳細に地名とか何月何日は比べていないが、たぶん IFC のレポートの方はみなさんが訪れた時よりも後に出ていると思うので、より直近の話まで書いてあると見ている。その上で、彼らは全部が満足にできているという話もない。

したがって、では、何もしないということではなくて、このプロジェクトは極めて大事なので、一方でプロジェクトによって影響を被る人が出て来る。できる限り影響を緩和していく必要があるので、それぞれの問題ごとに、まず問題を明らかにするために、外部のコンサルタントを雇ったりして状況を調べた。その上で自分たちのそれぞれの分野におけるスタンダードと照らして何が足りないのかがわかった

ところで、それをアドレスするために何をこれからやっていくのか、それはレポートを書いた時点で終わる訳ではなく、融資を決定した時点で終わる訳でもなく、融資が決定されて実際に行われてその後も継続的にきちんと取組が行われているかどうかを継続的にモニタリングしていく必要があると書かれている。

かなり詳細に当たるアクションプランも載っている。アクションプランは最後の年は 2020 年、2017、2016、足元から始めっていて、まずコンサルタントを雇うところから始めて、どのような deficiency があるのかを identify してどういうギャップをどのようにアドレスするか、その計画を作って、その計画がきちんと実行されているのかを、毎年というか、ずっと継続的に見ていきましょうとなっている訳である。こういった取組は当然に、このプロジェクトに参加するいずれの financier においても取り込まれるべきことであると思う。

仮に JBIC においてレポートに書かれるような話とか、あるいは皆様から何度もご指摘頂いている話を十分に消化し切れていないとすれば、十分消化してもらわなければいけない話である。それにしても、今 JBIC の方から申し上げたが、ある時点で調べて「あ、できていません、やりません」ということではなくて、ある時点で調べてみて足りないところがあれば、それをどのようにして是正していくのか計画を作って、その足りないところを是正していく過程で継続的にモニタリングしていくことが大事だと思う。

このプロジェクトは大事だと思う。モザンビークは確かにガバナンスが悪い。ただ、ガバナンスが悪ければ何も援助してはならないのか、どのプロジェクトもやってはならないわけではないと思う。こういう極めて所得水準が低い貧しい国だからこそ経済開発を進めるべきであって、ただ、闇雲に進めれば良い訳ではないので、そこはきちんとしたスタンダードに則ってプロジェクトが行われる必要があるので、そういう観点から JBIC なり、あるいは IFC といった、あるいはアフリカ開発銀行といった公的機関が入ってくる意義は、私は極めて大きいと思う。特にこのプロジェクトにおいては普通のプロジェクトより大きいと思う。理由は、鉄道線が全部できているからである。5 月か何かにオープニングセレモニーもやった。したがって、たまにある話だが、公的機関がいなくなればそれで問題が解決するのかというと解決せず、公的機関がいなくなってもどうせどこから金も借りてきて、工事する。そういう中でどうするのか。なので、公的機関がこういうプロジェクトに参画することは、それによってきちんとしたインターナショナルなスタンダードを守らせていくことにまさに意味があるので、単にある時点において、足りない点があるからといってプロジェクトができなくなるということではなくて、ある時点で足りないところが見つかったのであれば、それはどのようにして是正していったら継続的にその是正の状況をモニタリングして行くのが大事である。そういう観点も踏まえながら、さらにそれぞれの機関によって検討がなされると思うし、色々な環境社会配慮のスタンダードが適切に適用されていくことは本件においては極めて重要である。

渡辺：

一般論は良くわかった。だが、ある時点の結果を見てやらないという判断をするようなことを今仰ったが、頂いたご回答の 2 ページの下から 2 ポツ目に書いてあるように、問題はこのプロジェクトが行われ

るにあたってのプロセスである。結果が出るまでにどういったことがあったのかがすごく重要で、現地の住民は何の説明もなかった、何の相談もなかったという中でこのプロジェクトが行われている。契約書すらないことを伝えていて、そのことがわかっているのに、モニタリングの中で改善をすと言われても住民の側からするとすでに被害が起きている中で、これまでのプロセスですでに人権が守られていない被害が起きている中で、今後の改善をどうやるのかという話になる。そこを議論したい。住民の声をどう聞いているのか。その被害をどういうふうにしたのか。ギャップは結果として目に見える部分だけでなく、その部分、プロセスの話をさせて頂いている。

MOF 米山：

なので、繰り返し恐縮だが、ギャップを埋めていかなければいけないと思う。これはこれから工事するのではない。もう工事は終わっている。工事は終わってしまっているわけで、彼らが、民間業者が自分の金で工事した。それを、終わった後に、これは自分の金だけでずっとやって行くのは辛いから、ここで国際機関、公的機関からの長期の金に借り換えたいという話である。なので、公的機関として特に重点的に取り組むべきなのは、終わってしまった工事に対して言うのも大事だと思うが、それ以上に大事なのは今の時点で足りない部分が identify されている訳なので、それをしっかりと是正を図るための措置を取らせてそれをモニタリングしていくことではないのか。私は別にここまでのプロセスに問題がなかったとは一言も言っていない。問題あると思う。問題があるからこそ IFC がレポートの 50 ページに問題があると書いている。誰も否定していない。だが、ギャップがある。なので、これを放置しておけば誰もやらないので、このギャップを是正させるために、公的機関が入って継続的にモニタリングさせようと言っている訳である。

渡辺：

問題がないとは仰っていないが、特に頂いた回答では「適切に対応している」とも書かれている。JBIC とはこの 1 月から話をさせて頂いていて、今思うのが、やはり独自の資料をお出し頂いていないこと。前回この会で資料としてお配りして頂いたものもすでに私が提出した議案書に、問題提起にあたり引用していることを載せていた、すなわちネットにアップされている資料であった。前回、それに基づいて質問を出して、資料がこれだけ足りないの欲しいということを言っていたが、結局こちらも目を通して示しているネットに掲載されている資料が出てきた。でも、米山さんが仰っているようなことをもし JBIC が考えているようであれば、やはり JBIC としての環境社会影響調査の結果をきちんと出して頂いて共通の資料、情報に基づいて議論をすべきだと考えている。でないと、議論がこのように平行線を辿ると思うが、その辺はどう思うのか。

MOF 米山：

私は自分が読んだものをそのまま全部お渡ししている。お渡しした中で読んでいないものはない。逆にお渡ししていないもので私だけが読んだものはない。私はそこにある限りのものを全部読んで、全部お渡ししている。そこで自分なりに考えたが、かなりのものは出ていると思う。まだ私が検索し切れていないものがあるかも知れないが、かなりのものが出ている。現実にはギャップがあるのは間違いない。ギャップがあるからこそそれを是正するためのアクションプランが作られていて 2017 年から 2020 年まで

半年おきに区切られていて、それがきちんと守られていくかどうかをこれからそれぞれ financier、公的な機関が点検していくことが極めて重要だと思う。

渡辺：

こちらが見たい資料は、今までご覧になったものは出して頂いているということで本当にありがたい。だが、こちらから要望しているのは、これまで出されていない環境社会影響評価の報告書で、JBIC さんが出されているもの、サイトにアップされているものが全てポルトガル語で、当方が読めないのが、その英語版を出して欲しい。それがやはり現場での状況にギャップがあるという認識がある中で、どうしていけば良いのかを考える上で非常に重要な資料になってくると思う。それだけ前向きにご検討されているのであれば、むしろなぜ出せないのかがわからないので、そこをぜひご検討して頂きたい。

JBIC 関根：

現地において、法的な仕組みに基づいて正式に出されているもの、これが出発点になると思うが、こちらは現地語である。そちらをあらゆる角度で分析していく中で、もちろんそれに基づいて現地語がわかる人間が、コンサルタントだが、分析をして現地でヒアリングをして追加的情報を得て分析していく。一応これが真正面からのアプローチを取っているものに加えて、参考として情報共有や理解のために英語版などを現地の事業者、あるいは我々、事業者が作っている面もある、パッチな状況であるので、そういった意味で、こういったお話をすれば分析に適うかがポイントだと感じている。

白須：

JBIC のところに渡辺さんと、関係者が行かれて、打ち合わせをして、資料を見せて頂ければいい。簡単なことではないのか。

渡辺：

前回の JBIC 訪問時に、朽木さんと花形さんに、どういうふうに影響評価の内容をご本人たちは把握されているのかと聞いた所、2人が読むために英語版があるとしっかり伺えたので、そのあたりの資料を共有して頂くと良いと思う。

白須：

難しい話ではないと、今、お聞きして思ったので、よろしくお願ひしたい。

JBIC 関根：

ご趣旨は理解したつもりなので、私どもがこういった形で理解をしてどういう分析をしているかをどうお伝えすれば良いのかと、それから事業者との間での義務との仕分けも含めて今のところは受け止めたと思う。

白須：

なんと仰ったのか。

JBIC 関根：

対応の仕方を私どもで考えさせて頂く。

白須：

JBIC からきちんとして頂かないと、この話を何年もやらなければいけないので、やると決めれば簡単である。ポルトガル語を英語に訳してそれなりに議論しているはずなので、どうしても共有できない部分は確かにあると思うが、最大限努力するとこのお席で決めて頂ければ、永遠とこの話に、私たちが加わらなくて済むのかなと。

JBIC 関根：

十分理解した。

議題 5：インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業・拡張計画に係る JBIC の融資決定前後の環境ガイドライン運用について

鈴木：

背景に関しては書かれている通りなので、そこは割愛させて頂いて、6月に入ってから現地での動き、これは波多江さんから情報を頂いて入るものも、ここに書かれているものもあるがざっと流さしてもらおう。6月2日にまず事業者である CEPR が環境管理モニタリング計画改訂版と EIA の補遺版を西ジャワ州環境局に提出した。同日に CEPR の環境許認可改訂申請についても西ジャワ州の環境局が公示している。12日、これを受けて、この申請に対して WALHI が環境許認可改訂申請に対する意見書を西ジャワ州の環境局と CEPR に提出した。13日、これを WALHI がプレスリリースとして発表した。6月20日、西ジャワ州政府が控訴審のための反論文をバンドゥ地裁の方に提出している。現状このようなことが進んでいる。

この状況を踏まえての質問。すでに質問書に書かせてもらっている通り 1 番 2 番は答えて頂ければという単純なものである。先ほど米山さんからもご説明があったように、NGO の意見に耳を傾けてという形で、どのように判断頂いたかを楽しみに聞かせて頂く。3 番は、融資契約の締結から 2 ヶ月を経過した現時点でも環境レビューが公開されていない。これは説明責任を果たして頂いていないと我々は考えているので、この点に関しての JBIC の公開予定があればこの場で話して頂きたい。公開されていない理由についてもご説明頂ければ助かる。公開されていないことに対して財務省さんはどうお考えなのかという見解も聞かせて欲しい。質問 4 番に関しては、これは本当に何度も我々からお伝えしているが、ガイドライン違反となる可能性は裁判が続く以上残されている。控訴審、上告審が続けられる以上法的リスクの損害が生じる可能性もあるので、こちらに関してどうお考えなのか、財務省の見解を伺わせて頂きたい。質問の 5 番だが、西ジャワ州の政府が控訴を取り下げられたらという形で質問書に書かせてもらったが、状況が色々動いているので、西ジャワ州の政府の控訴の取り下げに関係なく、どういうことをお考えなのかを聞きたい。実際業者が環境許認可の改訂申請を提出したことは自ら現行の環境許認可の事

業計画にそぐわない点があることを認めたのではないかと我々は考えている。この点もしっかりと認識した上で、JBIC 及び財務省がどうお考えなのかについてご説明頂けたらと思う。

MOF 奥田：

質問5つ含んでいるので、その点まとめて答えをまず差し上げたい。1点目、融資のタイミング等についてだが、JBICより次のような報告を受けている。まず前提として、JBICは今回の訴訟の当事者ではなく、判決の日程を正確に判断する立場にはなかった。そのような中で、判決が出た際にはその内容を精査し、環境ガイドラインに基づき、必要に応じて改めて検討を行う前提で4月18日に融資契約を調印した。その契約は判決が出れば融資実行に先立ち、ガイドラインの適合性を改めて精査することが可能な内容となっている。これらを踏まえて財務省においても所管省庁として引き続きJBICが適切に環境社会配慮確認を行うよう監督していく所存。

2点目、専門家の活用に関してであるが、今回JBICは事業実施主体からの情報のみによるのではなく、弁護士を活用するなど適切な方法で事実確認を進めたと報告を受けている。JBICは控訴審の結果等も踏まえ、適切に環境ガイドライン適合性を精査していくべきであると理解している。

3点目、環境レビューの結果の公表についてだが、現在JBICは環境許認可に関わる訴訟の影響などを精査中の段階であると報告を受けている。現在精査中の段階であるので、環境レビューの掲載はしていないものと理解している。

4点目、融資実行の時期についてご質問頂いている。個別の案件における融資の可否はまずはJBICにおいて判断すべきもの。今後JBICは控訴審の結果等を踏まえ、ガイドラインの適合性を精査の上、貸付実行の可否を判断して行くものと理解している。財務省として、所管省庁としてJBICが適切に環境社会配慮を行っていくように引き続き監督する所存である。

そして最後、新しく環境許認可の改訂申請手続きが事業者よりなされているとの点。まだ改訂手続きの結果が出ていない状況であり、訴訟も係属している段階である。したがって今後の見通しは仮定に仮定を重ねるものであり、現時点で具体的にお答えすることは困難である。いずれにしても状況を踏まえて、財務省としてはJBICが適切に環境社会配慮を行うようにしていく考えである。

鈴木：

一応専門家、法律の専門家等の方の意見も伺ってとのご判断だったようだが、バランスの取れた事実確認をなされたのかどうか、我々としても疑問を持っている点である。できれば訴訟問題の時には事業者サイドの法的な法律専門家だけでなく、我々の方からも公平な立場で判断できるようなアドバイス等を我々の意見という形でも聞いて頂ければありがたい。どうしても今後訴訟問題が継続するに当たって同じようにJBICから法的な意見も踏まえた上で判断したと言われても、住民側として納得できかねる部分が出てしまうので、その辺はお互いに歩み寄りをするような形で手配して頂ければと思う。3番に関しては、精査中ということだったが、当面公開されていない理由として伺ったが、今の所予定が全然立たな

いのか。

MOF 奥田：

現在、環境レビューをいつ頃公表するのか、そもそも公表できるのか、未定であり、いつの段階で方向性を明確に示せるかはまだ決まっていないと報告を受けている。皆様方から頂いた意見も踏まえ、JBICにおいて適切に判断がされるものと考えている。

鈴木：

環境レビューが出ないということは、では、それが出るまでは貸付は実行されないという理解でよろしいか。

MOF 奥田：

環境ガイドライン適合性を判断した上で貸付実行の可否を検討することとなるので、環境レビュー審査は貸付実行の前に行うべきもの。

鈴木：

融資決定は既になされているが、貸付実行が現時点では行われていないとの認識ではあるが、いつどうなるか、こちらとしてもかなりヒヤヒヤもので見ている。環境レビューを出したその日に貸付を決めるというビックリな状態だけは避けて欲しい。わかったところで何か情報を頂けるのであればお願いしたい。

MOF 奥田：

適切な情報提供は必要。JBICより可能な範囲内で皆様に情報提供がされていくものと考えている。

田辺：

3番の点だが、環境レビュー結果は今回の場合は4月18日前の時点でJBICがガイドライン上問題ない、現地の法律上問題ないと判断したその判断根拠だと理解している。それが4月19日以降の裁判の結果によってどういう影響を受けるのか私にはよくわからない。4月18日の時点のJBICの決定がなぜ出せないのかは未だに理解できない。

MOF 奥田：

環境許認可という本件事業の環境面における重要な事項に対して、少なくとも被告西ジャワ州側が不利益を感じて控訴するような内容の判決が融資契約後に出されたものと報告を受けている。このような判決は、環境許認可の適法性を判断していく上では考慮すべき事項といえ、そのような判決が融資契約後に出たことで、JBICにおいて再度環境ガイドライン適合性を判断しなければならない状況になっているものと理解している。

田辺：

いずれにしても4月18日時点で、JBICは適法だと判断をしたことは事実であるのか。

MOF 奥田：

その時点ではご指摘の通りである。

鈴木：

質問の5番だが、西ジャワ州の環境管理局にアムダルの補遺版が提出されたのは財務省及びJBICでは把握されていた事実か。同文書は、環境アセスについて追加するものである。こちらの内容を、一応現地でも実際に入手して確認をとるべく努めているところである。本来であれば、これは事業者が環境局に提出しているものなので、JBIC側で把握しているべきものかと思っていたが、そちらの方の入手状況等はこちらではわからないので、その状況を教えて頂けると助かる。

MOF 奥田：

同文書について報告は受けていないが、JBICには情報として入っている可能性はあるので、それはJBICに直接確認して頂きたい。

JBIC 関根：

少なくとも環境許認可については私どものガイドランで必ず確認するし、その根拠となったところは確認するので、こういった手続きが進んで、実際に受け入れられるところでは必ず入る。入手する。それを専門家の目を通す。一方で、これに対応する色々な裁判が継続中であること、これに対応する新しい空間計画のもとでの再提出、これらの動きが同時並行であるという話だと思うが、あくまでも私どもは融資をするかしないかの判断において基本的には整ったところで頂いてそしてそれを精査して、私どもとして判断をする。正直に申すと、私の手元にも来ていない状況であるが、そういった動きがあれば必ず確認して対応するという流れである。

鈴木：

確認が出来次第、情報共有頂ければと思う。

渡辺：

1つ聞きたいが、この案件は波多江さんから直接伺っているくらいしか知らないが、先の質問1への回答の内容はよくわからない。JBICに確認したとあったが、これを見ると、要は環境許認可の取り消しとか、違法性を争う行政訴訟が現地でなされていた訳である。その中で、判決を知っていたか知らなかったかだけでなく、それが行なわれている最中に融資を決定したこと自体に、どうしてなのかよくわからない。どういう判断、そのことに対して財務省は、良いと思っているのか、よくわからない。

MOF 奥田：

この訴訟が進行していることは、JBICは当然把握していたし、我々としても把握していた。環境許認可という重要な事項の法的適合性を争う訴訟であり、その中でどのような主張を現地の方々がされている

のか、今後どのような判断がなされる見通しなのかをしっかりと精査していく必要があると考えている。JBICにおいては、訴訟でなされている主張や、その環境許認可の有効性に与える影響を検討した上で融資判断をしたものと報告を受けている。

渡辺：

ということは、ある程度内容をご覧になっていたかと思うが、その住民の訴えが、そんなに正当性を持たないと判断されたと聞こえるが。

MOF 奥田：

そうではない。JBIC は融資締結の判断はしたが、今後の訴訟状況を踏まえて貸出実行の判断をすべく、契約締結後に判決が出た場合であっても、貸出しに先立ち JBIC の環境ガイドラインへの抵触の有無を改めて精査することが契約上可能な内容とした旨報告を受けている。

MOF 徳田：

どちらかの判断が正しいとの前提で判断している訳ではなく、訴訟が係属する中であっても、先ほど説明したように、判決の際には判決内容を改めて精査してガイドラインの適合性を踏まえて検討し直すとの前提のもとに契約したものである。

鈴木：

当事者でないことは何度も言われているので、それは我々も認識しているところだが、裁判の判決の日について知れる立場ではなかったとおっしゃられている部分に関しては、我々が入手できる情報はなるべく共有させて頂いている訳であるから、今後の検討においても十分現地の状況及びリスク等を考えた上で精査をきちんとして頂きたいと思う。

議題 6：モルプレ B 石炭火力発電事業（ボツワナ）の大気汚染問題と JBIC 融資について

田辺：

この協議会で初めて出す案件だが、ボツワナのモルプレ B という石炭火力発電所で、1 から 4 号機は世銀が融資してすでに完了している案件である。5、6 号機を現在 JBIC が検討中である。質問は大気汚染に関して 3 点である。1 点目は現在の大気汚染の現況値の把握状況が不十分なのではないかと。通常 SO₂、NO₂、それから PM 等の現況値をそれぞれの季節で見っていく訳だが、1 箇所の小学校のモニタリングステーションと、4 箇所の短期的なサンプリングサイトで調査されているが、期間も十分でないし、それぞれ対象物質についても十分でない状況になっている。これは再度調査を拡充すべきだと思うがいかがか。

2 点目は、発電所の隣に炭鉱があり、そこから石炭を掘って 5、6 号機で使う予定と聞いている。このサイトの PM の値は非常に高い値が、特に乾季に出ており、1 から 4 号機の実施主体であるボツワナ電力公社によれば、乾季において炭鉱から石炭の粉が舞っている状態であると聞いている。5、6 号機がこれから稼働するのであれば、石炭の増産になるから、そういった石炭の粉塵の影響も増すと考えられるので、

このような間接的な影響をきちんと詳細に調査すべきではないと思うがいかがか。

3点目は、5、6号機が稼働した後の想定される大気環境が、これも極めて高い値を示している。現地の法律にも違反しているとEIAの中でも書かれている。JBICと議論したところ、超過はしているが、その超過している地域に住居は存在しないので特に大きな問題は存在しないとの回答であったが、この地域は農地が広がっているので、農作業への住民への影響も考えられる。その点はいかがか。

MOF 奥田：

1点目、モニタリングサイトについてだが、本件の融資についてはまだJBICにおいて決定されておらず、現在JBICにおいて検討されている状況と承知している。JBICの環境ガイドラインでは相手国及び当該政府等が定める環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認するとしており、ご指摘の観測方法の適切性についてはJBICにおいて現地基準などを踏まえ、適切に対応を行っていくものと理解している。

2点目、隣の炭鉱についての話だが、環境ガイドラインには調査・検討すべきプロジェクトの直接的・即時的影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で派生的・2次的な影響、累積的な影響及び不可分一体の施設の影響も含むとされている。このガイドラインの規定も踏まえてご指摘の点についてはJBICが適切に対応を行っていくべきものと考えている。

最後のシミュレーションについてだが、ご指摘の点について、JBICにおいて現地実査の際に、当該状況を確認し事業者に対して再シミュレーションを委託する等、現地住民への影響についても精査をしているものと報告を受けている。財務省においては所管省庁としてJBICがガイドラインに則った環境社会配慮を行っていくよう監督をしていく考えである。

田辺：

1点目だが、現地基準を踏まえと書かれたが、これは測定方法についても、ボツワナに基準があるということか。

MOF 奥田：

私自身がボツワナ政府の環境基準について詳細に承知している訳ではないが、観測数値はEIAを作っていく上で重要なものであり、その測定は合理的であるべきもの。そのような観点から現地の環境基準に適合するような形で観測が適切に行なわれているかどうか、JBICにおいて確認をしていくものと理解している。

田辺：

これまでJBICの石炭火力発電事業のEIAをいろいろ見て来ているが、ここまで不十分な案件は私も初めてなので、他と比較しても、それぞれの地点で対象物質が入っていないとか、十分でないことは明らかではないかと思う。それから、2点目の件は対応をされるということは、こういった間接的影響について

も調査をするとの理解で良いか。

MOF 奥田：

どこまでの範囲の調査をするべきかはまず JBIC のガイドラインの中において考えていくべきもの。その中において今回の炭鉱等についても考慮すべきとなれば、当然炭鉱等についても考慮していくことになるかと思う。

田辺：

3 点目の再シミュレーションについては、もしスケジュールがあれば教えて欲しい。

MOF 奥田：

当方では具体的なスケジュール等について把握していない。

稲葉：

ここで Google Earth を開いて見たが、この発電所から大体 2 キロ東に離れたところにパラピエという人口 36000 人の街がある。それでいわゆるクガスエ小学校は 36000 人の街の中心部分あたりにあるようである。これをちょっと見てみると、ショッピングモールとかも出てくる。この辺りを見ると、36000 人の人口がボツワナではかなり大きな街である、ボツワナは人口が少ないから。大体この発電所の 2.5 キロ東に存在している。その数値だとおそらくは大気汚染の話で、喘息の人とかも増えるのではないかと思う。現状 SDGs の 3 の中で、こういった大気汚染由来の病気は防ぐことになっている訳である。その辺で考えた場合に、実際この 3 番とかを見ると、もちろん現地基準を超過する地域に住居が存在しないと書いてある訳だが、風向きによっては 2 キロ東のところに 3 万人の人口の街がある以上は、考えた方がいいのではないかと思うが、いかがか。

MOF 奥田：

発電所近隣の居住地への影響については JBIC においても慎重に見ていくべき。再シミュレーションについても、その点考慮の上で適切に対応されて行くべきものと考えている。

稲葉：

先ほど申し上げたように、SDGs においては包括的にものを見ることになっている。例えば経済成長もあれば、大気汚染による人の生命とか、あるいは健康を、そういった大気汚染だとかを防ぐのも両方あって、どちらも満たさなければならないとの考え方である。そういう意味合いで考えた時に、環境ガイドラインとか色々あって、やってらっしゃると思うが、ある種イノベーションで経済成長に帰するのであれば何でも良いのではないかといった、いわゆる SDGs ウォッシュもかなりあって、SDGs 市民社会ネットワークの代表理事を私もやっておるが、非常に懸念すべきところが多いと思っている。そういった意味合いも含めて包括的に見て頂くことが SDGs 時代、今までよりも大事だと思っているので、ぜひその点お願いしたい。